

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱（抜粋）

（通則）

第1条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金(以下「助成金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号。以下「機構法」という。)第10条第1項第5号の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の助成金の交付について必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図り、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理の促進に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)のうち、電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除いたものをいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次のアからキのいずれかに該当する者(次のアからキに掲げる者以外の一又は二以上の会社(以下この条において「大企業者」という。)の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が2分の1以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係(法人税法(昭和40年法律第34号)第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。)がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係ある者を除いたものをいう。)

ア 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(イからキまでに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

オ 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

カ 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

キ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する者(以下「中小企業団体等」という。)

ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、火災共済共同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)

イ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が前号のアからキまでのいずれかに該当する者であるもの(アに掲げるものを除く。)

(3) 常時使用する従業員の数が100人以下の法人(第1号及び第2号に該当するものを除く)

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している個人
(交付の対象)

第4条 機構の理事長(以下「理事長」という。)は、機構法第10条第1項第5号に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者(以下「指定事業者」という。)に対し、その者が実施する以下に掲げる事業(以下「助成対象事業」という。)について、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用として当該中小企業者等が負担するものを軽減する事業
 - (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための周辺の監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究の事業であって、理事長が必要かつ適当と認めるもの
 - (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の事業であって、理事長が必要かつ適当と認めるもの
- 2 助成金の交付額は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号の事業にあつては、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用(指定事業者が指定事業者として指定を受けた際の正規処理料金表により算出された処理費用をいう。)で、次のア又はイに掲げる中小企業者等の区分に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める額
 - ア 中小企業者等(個人(個人で事業を営んでいる者は除く。)及び清算中、特別清算中又は破産手続中の法人を除く。) 100分の26に相当する額
 - イ 個人(個人で事業を営んでいる者は除く。)又は清算中、特別清算中若しくは破産手続中の法人 100分の51に相当する額
 - (2) 前項第2号又は第3号の事業にあつては、当該事業の実施に要する費用の総額
- 3 助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 第2項第1号に規定する処理費用は、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用を含まないものとする。
- 5 第2項第2号に規定する費用の総額は、第1項第2号又は第3号の事業を行うために直接必要な費用とし、当該費用に係る上限単価及びその内容を証する書類は理事長が別に定めるところによるものとする。